

住宅

入居募集



入居資格
・雄武町内に住所を有する人または有することになる人。
・町税などに滞納がないこと。

●町営住宅

Table with columns: 団地名, 間取り, 建築年度, 戸数, 家賃, 単身. Rows include 新規 and 継続 categories for various housing types like 宮下, 未広一區, etc.

●サンライズビレッジ

Table with columns: 間取り, 建築年度, 戸数, 家賃, 単身. Row for 継続 category, 1LDK, 平成5・6年.

●幌内町有住宅

Table with columns: 間取り, 建築年度, 戸数, 家賃, 単身. Row for 継続 category, 3LDK, 昭和54年.

●町営住宅(団地)
・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと。
※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与と所得控除後の金額に、自営業者は1年間の事業所得から必要経費を控除した金額に、扶養控

除等を差し引いた額を12で除したものです。
※裁量世帯とは、高齢者世帯(60歳以上)、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者(障がいの程度による)がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯(小学生以下の児童がいる場合も可)などです。

●サンライズビレッジ
・満35歳未満の独身勤労者であること
申込方法
・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。

選考方法
・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。

社会福祉

冬の生活支援を行っています

11月号でお知らせしましたが、町では、高齢者等の冬の生活支援事業として、対象世帯に3万円分の助成券を交付しています。申請が済まない人は申請を行ってください。

対象世帯
令和2年度町民税非課税世帯で、令和2年11月1日現在、雄武町に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯(生活保護世帯・福祉施設等入所者世帯・医療機関入院世帯は除く)
・70歳以上のみの高齢者世帯
・障害者手帳(身障1〜2級・療育A判定・精神1級)を有する人がいる世帯
・ひとり親世帯

助成額
3万円分の助成券(1000円×30枚)
助成券使用可能品目
灯油、石炭、薪、暖房器具、冬用衣料、防寒具
受付期間
令和3年2月26日(金)まで
※土・日曜日、祝日は除く
受付場所
保健福祉課社会福祉係
保健福祉課社会福祉係
保健福祉課社会福祉係

児童扶養手当が変わります

8月号でもお知らせしましたが、児童扶養手当が次のとおり変更となります。
児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります。

これまで、障害基礎年金等(※1)を受給している人は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。
なお、障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人(障害基礎年金等は受給していない人)(※2)は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

※1 国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。
※2 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金(3級)のみを受給している人。
支給制限に関する所得の算定が変わります。
児童扶養手当制度には、支給資格者(母子家庭の母など)と支給資格

令和3年雄武町成人式

日時 令和3年1月10日(日) 14時〜
場所 町民センター
対象者
平成12年4月2日から13年4月1日生まれで、町内外を問わず雄武町にゆかりのある人。
該当となる新成人には案内状を送付します。なお、案内状の発送は12月上旬を予定しています。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について
案内状送付に併せて新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する文書を送付しますので、必ず確認してください。
なお、今後の情勢によっては、式典を中止する場合や、往來の自粛を要請されている地域に居住している新成人の出席をご遠慮いただく場合がありますので、ご了承ください。
不明な点については教育委員会生涯教育係まで問い合わせください。

支給開始月
通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている人は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から支給できます。なお、令和3年3月分と4月分の手当は、令和3年5月に支払われます。

税金

取り壊した家屋などの届け出

固定資産税の課税対象である家屋(住宅・倉庫・畜舎など)は、毎年1月1日を基準として台帳登録されているものについて課税されます。令和2年中に家屋などを取り壊した場合、届け出を忘れると、令和3年度においても課税されることがありますので、印鑑を持参のうえ、役場税務管理課係へ必ず届け出をしてください。なお、建物の滅失登記をした場合は、届け出の必要はありません。



催し



生涯教育係

お問い合わせ
http://www.town.ounu.hokkaido.jp/
※住宅使用料のお支払いには、安心便利な口座振替が利用できます。
応募締切
12月15日(火)
継続 随時受付
※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
税務管理課係